主 文

原判決中上告人敗訴部分を破棄する。

右部分につき本件を名古屋高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人加藤一芳、同原山剛三の上告理由について 原審が確定した事実は、次のとおりである。

- (1) 被上告人は、中小企業等協同組合法に則つて設立された信用協同組合であって、岐阜県岐阜市、稲葉郡及び羽島郡一円を組合地区とし、右地区内に住所若しくは居所を有する者又は右地区内において事業を行う小規模の事業者等を組合員の有資格者とし、その組合員となる者には出資(一口五〇〇円)を義務づけている。
- (2) 上告人は、昭和三五、六年当時岐阜市 a 町 b 丁目 c 番地に本店を置き、提 燈、屏風を製造販売する零細ないわゆる個人会社であつた。
- (3) 上告人は、昭和三五年七月一一日被上告人から手形貸付を受ける際三万五 〇〇〇円を出資して被上告人の組合員となり、次いで同年八月八日手形貸付を受ける際二万円の追加出資をした。
- (4) 上告人は、昭和三五年一〇月三一日被上告人から七五〇万円を、弁済期昭和三八年八月三〇日、利息日歩四銭(のちに貸付日分から日歩三銭五厘に軽減された。)、期限後の遅延損害金日歩八銭の約定で借り受ける旨の金銭消費貸借(以下「本件貸付」という。)契約を被上告人と締結したが、右貸付金から次の(イ)ないし(ル)の各金額の合計三〇五万四一五〇円を控除され、現実に交付を受けたのは四四万五八五〇円であつた。
- (イ) 本件貸付金七五〇万円に対する昭和三五年一〇月三一日から昭和三六年 一月二八日までの日歩三銭五厘の割合による利息二三万六二五〇円
 - (ロ) 本件貸付債務の保証人の資産信用調査費等一五〇〇円

- (八) 確定日付料三九〇円
- (二) 公正証書作成料三一九〇円
- (木) 印紙代九八〇円
- (へ) 本件貸付債務担保のため訴外 D 所有の建物及び訴外 E 所有の田畑五筆に 設定された根抵当権設定費用六万円
 - (ト) 右抵当建物に付された火災保険の一か年分の保険料一万一八四〇円
 - (チ) 被上告人の組合員としての一〇〇〇口の出資金五〇万円
- (リ) 上告人と被上告人との間において、本件貸付にあたつて締結された契約額一四四万円(月掛金四万円)及び二一六万円(月掛金六万円)、期間各三年の二口の定期積金(以下「本件定期積金」という。)契約の一か月分の掛金小計一〇万円並びに本件貸付前に締結されていた契約額三六万円(月掛金一万五〇〇〇円)及び六〇万円(月掛金二万五〇〇〇円)の二口の定期積金の昭和三五年一〇月分の掛金小計四万円の合計一四万円(以上四口の定期積金を以下「四口の定期積金」という。)
- (ヌ) 本件貸付にあたり被上告人が上告人に対し要求して契約された利率年五分一厘の定期預金二〇〇万円(以下「本件定期預金」という。)
- (ル) 被上告人が本件貸付と同時に手形貸付(以下「本件別口貸付」という。) 契約により上告人に貸し付けた四〇〇万円に対する昭和三五年一〇月三一日から昭 和三六年三月四日までの日歩二銭の割合による利息一〇万円
- (5) 本件貸付については、上告人が本件別口貸付を受け、かつ、その借受金を即時被上告人に預金することが条件となつていたので、上告人は右貸付を受けると同時にその借受金四〇〇万円をむつみ定期預金(「全国信用協同組合連合会むつみ定期預金」という名称の割増金付定期預金で、契約期間は六か月、利息は年三分六厘で期間満了日支払、割増金の総額は預金額一〇〇〇円を一口とする一〇万口につ

き七四万円で、その抽選及び支払は期間の途中でなされるもの、以下「本件むつみ 定期預金」という。)とし、これを本件別口貸付債務の担保として被上告人に差し 入れた。

- (6) 本件定期預金及び四口の定期積金の掛金に対しては本件貸付債務の担保として質権が設定された。
- (7) 本件貸付に際し、本件貸付債務を含む上告人の被上告人に対する取引上の債務の担保として、D所有の価額約二六万円の建物及びE所有の価額約五四〇万円の田畑五筆にそれぞれ元本極度額六〇〇万円の根抵当権が設定され、また、本件貸付債務の連帯保証人D、E、F、G、H等の資産のうち右連帯保証債務の引き当てとなる主な資産は、E所有の田畑四筆(約九三万円相当)及びH所有の田畑四筆(約一二四万円相当)、動産(約二〇万円相当)であつた。
- (8) 本件貸付契約において、上告人が四口の定期積金の掛金の支払を遅滞したときは、本件貸付の残債務につき期限の利益を失う旨約定されていたところ、上告人は遅くとも昭和三六年四月二五日までには右期限の利益を失つた。
- (9) 被上告人は上告人に対し、昭和三六年五月一二日以降本件貸付金に対する 遅延損害金のうち日歩六銭を超える部分を放棄した。
- (10) 本件定期預金契約及び本件定期積金契約は昭和三七年七月三一日に解約され、右預金及び積金は本件貸付債務及び昭和三六年三月一三日付貸付の一六〇万円の債務の一部の弁済に充当された。
- (11) 全国の信用協同組合において貸付を受ける組合員の出資額の貸付額に対する標準的比率は五ないし一〇パーセントであり、被上告人においても貸付額の八ないし一〇パーセントの出資を有することを貸付基準としていた。

原審は、以上の事実関係のもとにおいて、四口の定期債金の掛金合計一四万円、本件定期預金二〇〇万円及び本件むつみ定期預金四〇〇万円合計六一四万円は払戻

を拘束された即時両建預金に該当するから、本件貸付及び本件別口貸付の合計ーー 五〇万円から右即時両建預金を控除した残額五三六万円を本件貸付における実質的 な貸付額と認めるべきであり、本件貸付及び本件別口貸付の合計一一五〇万円に対 する右即時両建預金六一四万円の比率は約五三・三パーセントにも達しており、ま た、右実質的な貸付額とこれにつき支払われることとなる実質的な貸付利息(契約 上の貸付利息から即時両建預金の利息を控除したもの)の割合(実質的な貸付額に 対する実質的な利息の割合を以下「実質金利」という。)は、年約一割七分六厘と なり、利息制限法所定の最高利率年一割五分を約二分六厘上回るものであるとした うえ、本件貸付契約は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「 独禁法」という。) 二条七項五号及び同項に基づき公正取引委員会の指定した不公 正な取引方法(昭和二八年同委員会告示第一一号、以下「一般指定」という。)十 に該当し、独禁法一九条に違反するが、その違反の程度は軽いものというべきであ るから、右契約は無効でないと判断し、本件貸付債務の元本、利息及び遅延損害金 につき被上告人が一部弁済を受けたことを認定したうえ、上告人は被上告人に対し、 本件貸付債務の残元本三一七万九七六四円及びこれに対する昭和四〇年一〇月二三 日から完済まで日歩六銭の割合による遅延損害金を支払うべき債務を負うが、これ を超える債務は負わないとして、右に応じ、上告人の本訴請求は、一部を正当とし て認容し、その余は失当として棄却すべきものである、としている。

思うに、銀行、信用金庫、信用協同組合等の金融機関が、中小企業等の顧客に貸付をするにあたり、貸付金に対する実質金利を高める等の目的のもとに、自己の優越的地位を利用して、顧客が現実に借受を必要とする金額(顧客が負担すべき契約締結費用、天引利息その他顧客が控除されることを任意に承諾した債務金等を含む。)(以下「実質貸付額」という。)を超える金額につき、顧客に借受を要求して、実質貸付額についての消費貸借契約と一体として、又は右契約と別個に、消費貸借契

約を締結して、実質貸付額を超える金員を貸し付け(以下「超過貸付」という。)、これと同時に超過貸付額を自己に対する預金として預け入れさせ、これに担保権を設定するなどして法律上又は事実上その払戻を制限するなどいわゆる拘束された即時両建預金をさせたときには、このような預金契約及びそのための超過貸付についての契約は、その目的に照らし、実質貸付額についての契約に附された取引条件というべきであり、このような預金契約及び超過貸付についての契約が右の取引条件として合理性を有しないものであつて、右各契約が複合することによつて顧客に対し正常の商慣習上是認し難い不当な不利益を与えている限り、実質貸付額についての契約、拘束された即時両建預金契約及び超過貸付についての契約は、独禁法一九条及び利息制限法の適用上、実質的に一体不可分のものとして総合的に評価するのが相当である。

上述したところによつて、本件をみると、本件貸付中の二〇〇万円及び本件別口貸付四〇〇万円は前述の超過貸付額に該当し、これらによつて設けられた本件定期預金二〇〇万円及び本件むつみ定期預金四〇〇万円は、本件貸付及びこれと同時になされた本件別口貸付に対する拘束された即時両建預金に該当すると判断するのが相当である。

原審は、本件貸付金から控除された四口の定期積金の掛金合計一四万円についても上告人に不当に不利益を与える拘束された即時両建預金に該当すると判断する。しかし、右定期積金契約のうち本件定期積金契約は、契約額の合計が本件貸付額を超えないものであり、その掛金も第一回分の一〇万円だけであつて過度の一時先掛けがなされているわけのものでないから、それは長期の融資である本件貸付の割賦返済の方法としてなされたものとみるのが相当であり、右定期積金の掛金につき本件貸付のため質権が設定されたとはいえ、いまだ正常な商慣習に照らして上告人に不当に不利益な取引条件であるといい難い。また、その余の定期積金の掛金四万円

は本件貸付前に締結された定期積金の当月分の掛金の支払にすぎず、本件貸付契約の取引条件であつたと判断するのは相当でない。なお、前記(4)(チ)の五〇万円の追加出資は本件貸付金から控除してなされたものであるが、右のような出資は、より多数の組合員の借入需要に応ずるための資金準備上合理性があり、その額の本件実質貸付額に対する比率は全国の信用協同組合が採用している貸付基準である出資額の貸付額に対する比率を逸脱していないのであるから、右の追加出資契約は、正常な商慣習に照らして上告人に不当に不利益な条件に該当するといえず、これと同旨の原審の判断は正当として是認することができる。結局、本件貸付における実質貸付額は、本件貸付及び本件別口貸付の合計一一五〇万円から前記の即時両建預金の合計六〇〇万円を控除した残額五五〇万円であるとみるべきである。

そうすると、本件においては、金融機関である被上告人が経済的弱者である上告人に、実質貸付額五五〇万円にすぎない本件貸付をするにあたり、その取引条件として、前記のとおり本件貸付契約及び本件別口貸付契約により合計六〇〇万円を超過して貸し付け、右金員を拘束された即時両建預金である本件定期預金及び本件むつみ定期預金とさせたものであると認めるべきである。そして、右実質貸付額に対比すれば十分な物的及び人的担保があるのに、本件貸付及び本件別口貸付の合計一一五〇万円とこれに対する拘束された即時両建預金の合計六〇〇万円との比率は約五二・二パーセントに達し、また、上告人が被上告人に支払うべきものとされる利息(本件貸付金に対する日歩三銭五厘の利息及び本件別口貸付金に対する日歩二銭の利息)から上告人が被上告人から受け取るべき利息(本件定期預金に対する年五分一厘の利息、本件むつみ定期預金に対する年三分六厘の利息及びその実質は利息にほかならないというべき本件むつみ定期預金の割増金総額を総口数に平分して年利率に換算した一分四厘八毛相当の割増金)を控除した実質的な利息の実質貸付額に対する割合、すなわち実質金利は、計算上年一割七分一厘八毛余であつて、利息

制限法一条一項所定の年一割五分の制限利率を超過するなどの事情が認められるのであるから、前記取引条件は、少なくとも、被上告人が実質貸付額五五〇万円の貸付にあたり不法に高い金利を得る目的のもとに上告人に要求したものと認めるのが相当である。したがつて、右取引条件は、被上告人の「取引上の地位が優越していることを利用」して附された「正常な商慣習に照らして相手方に不当に不利益な条件」であつて、被上告人は本件貸付につき独禁法一九条及び一般指定十にいう不公正な取引方法を用いたものであるというべきである。

ところで、独禁法一九条に違反した契約の私法上の効力については、その契約が 公序良俗に反すると<u>されるような場合は格別として、上告人のいうように同条が強</u> 行法規であるからとの理由で直ちに無効であると解すべきではない。けだし、独禁 法は、公正かつ自由な競争経済秩序を維持していくことによつて一般消費者の利益 を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする ものであり、同法二○条は、専門的機関である公正取引委員会をして、取引行為に <u>つき同法一九条違反の事実の有無及びその違法性の程度を判定し、その違法状態の</u> 具体的かつ妥当な収拾、排除を図るに適した内容の勧告、差止命令を出すなど弾力 的な措置をとらしめることによつて、同法の目的を達成することを予定しているの であるから、同法条の趣旨に鑑みると、同法一九条に違反する不公正な取引方法に よる行為の私法上の効力についてこれを直ちに無効とすることは同法の目的に合致 <u>するとはいい難いからである。また、本件のように、前記取引条件のゆえに実質金</u> 利が利息制限法に違反する結果を生ずるとしても、その違法な結果については後述 <u>のように是正されうることを勘案すると、前記事情のもとでは、本件貸付並びにそ</u> の取引条件を構成する本件別口貸付、本件定期預金及び本件むつみ定期預金の各契 約は、いまだ民法九○条にいう公序良俗に反するものということはできない。それ <u>ゆえ、これらの契約を有効とした原審の判断は、その限りにおいて、正当というべ</u>

<u>きである。</u>

しかし、右取引条件のゆえに実質金利が利息制限法一条一項所定の利率を超過す る結果を生じ、ひいては遅延損害金の実質的割合も同法四条一項所定の割合を超過 する結果を生じている以上、右超過部分は、同法の法意に照らし違法なものとして 是正しなければならない。そして、本件取引において実質金利及び遅延損害金の実 質的割合が利息制限法所定の利率及び割合に違反する結果にならないようにするた めに、本件貸付及び本件別口貸付を通じて貸付利率を一律に是正するとすれば、計 算上本件別口貸付の貸付利率についてはかえつてこれを引き上げなければならない <u>こととなつて妥当ではないから、その方法としては、前記各即時両建預金が存在し</u> ているため実質金利が利息制限法に違反する結果を生じていた期間中、本件貸付契 約中利率及び遅延損害金の割合に関する約定の一部が無効になるものとして是正す るのが相当であり、上告人が支払つた利息のうち実質貸付額五五○万円を元本とし て利息制限法一条一項所定の利率により計算した金額を超過した部分(なお、前記 (4)(イ)の天引利息の実質的な超過部分については、さらに同法二条に従い計算 すべきであることはいうまでもない。)及び上告人が支払つた遅延損害金のうち同 法四条一項所定の割合により前同様に計算した金額を超過した部分は、民法四八八 条又は四八九条により、本件貸付契約又は本件別口貸付契約の残存元本債務に充当 されたものと解するのが相当である(当庁昭和三五年(オ)第一一五一号同三九年 一一月一八日大法廷判決・民集一八巻九号一八六八頁参照)。

以上のとおりであるから、右と異なる見解のもとに、本件貸付の元本、利息及び 遅延損害金の債務の現在額を算出した原審の判断は、法令の解釈適用を誤つた違法 があり、この違法は原判決の結論に影響を及ぼすことが明らかである。そして、本 件貸付債務がいかなる限度において残存するかは、原判決が確定した事項のほか、 さらに、本件貸付の約定利息として支払済の金額、本件別口貸付についての遅延損 害金の約定の有無と支払済の金額、本件むつみ定期預金契約の解約された時期、本件貸付債務及び本件別口貸付債務についての弁済充当に関する合意又は指定の有無などの諸事項を考慮しなければならないから、原判決中上告人敗訴部分は、結局、全部破棄を免れないものというべきであり、叙上の見地に立つてさらに審理を尽くすため(なお、原審は、本件貸付債務の遅延損害金の割合が被上告人の一部放棄により昭和三六年五月一二日以降日歩六銭に低減されたことを認定しながら、原判決末尾添付の別紙貸付関係計算書においては同年一一月一六日以降日歩六銭に低減されたものとしてその金額を計上しているから、この点について原審の判断には理由の齟齬がある。)、右部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

よつて、民訴法四〇七条一項に従い、裁判官大塚喜一郎の意見があるほか、裁判 官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官大塚喜一郎の意見は、次のとおりである。

私は、本件追加出資を本件貸付契約の取引条件とした被上告人の行為に対する法的評価について多数意見に同調することができない。その理由は、次のとおりである。

一 上告理由第一点 一(六)及び二は、要するに、本件貸付契約の取引条件として上告人に本件追加出資五〇万円をきよ出させた被上告人の行為は、相互扶助の精神に基づき設立された助成組合である被上告人の基本的性格に反する行為であり、右追加出資の実質は拘束預金にほかならないから、これを拘束預金としなかつた原審の判断は、法令の解釈適用を誤つたものである、というのである。

もとより、出資金と預金とは、その法的性格を異にするが、借受を必要とする金額(多数意見のいう「実質貸付額」)以上の額を契約上名目的に貸し付け、名目貸付額と実質貸付額との差額を拘束する点において、右両者とも、その経済的効用はさして異ならないのであり、したがつて、中小企業等協同組合(以下「中小企協組

合」又は「組合」という。)である被上告人が、組合員である上告人に対し本件貸付をするにあたり、その取引条件として本件追加出資をさせたこと(以下「本件条件付貸付」という。)は、独禁法及び利息制限法の適用上、拘束された即時両建預金と同様の法的評価を受けうる余地がある。

二 この点に関連する本件条件付貸付の法的評価をするにあたつて、多数意見は、 右貸付をした被上告人が一般の営利的金融機関(以下「一般金融機関」という。) でなく、中小企協組合であることについて、格別の顧慮を払つていないように思わ れる。しかし、右の法的評価をするにあたつては、被上告人が一般金融機関と基本 構造を異にする協同組合であることを考慮すべきであり、協同組合理念に照らし、 被上告人の行為を検討することが重要である。

思うに、中小企協組合は、中小企業者の個別収益の助成促進を目的として組織される人的結合体であり、資本主義社会における経済的弱者である中小企業者の自己防衛的相互扶助団体であり、協同組合の一形態として、消費生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等と同様、一八四四年ロツチデール衡平開拓者組合以来の「組合員の相互扶助」、「組合の組合員に対する直接奉仕」、「一人一票主義」等の協同組合理念に基づき設立されているのである。中小企業等協同組合法(以下「法」という。)五条が、組合は、組合員の相互扶助を目的とすべきこと(一項一号、以下「相互扶助性」という。)、組合の行う事業によつて組合員に直接の奉仕をすることを目的とすべきこと(二項、以下「直接奉仕の原則」という。)、組合の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず平等であるべきこと(一項三号、以下「一人一票主義」という。)等を中小企協組合の基本原則として掲げていることは、わが国の中小企協組合も、右の歴史的・伝統的な組合理念に基づいて設立され、この理念に則つて行為すべきことを明らかにしたものにほかならない。その結果、中小企協組合について、一般金融機関と異なる制約・特典などの諸制度が法定

されている。すなわち、組合は、一定地域内の小規模事業者等を組合員とし(法八条四項)、その組織の拡大を内在的に制約されているが、反面、協同組合連合会を組織することができ(法三条三号)、貸付資金に不足するときは連合会からの借入金によつてこれを補い、あるいは連合会に斡旋して組合員の借受需要を充たすことができ(法九条の九、一項二号、この点については、さらに協同組合組織を通じての国の中小企業助成施策もありうることを参考とすべきである。)、また、税法上においても特典(法九条、法人税法六一条一項、同法一一五条二項、租税特別措置法四二条一項二号、地方税法七二条の二二、一項、四項五号)を与えられている。中小企協組合に、かかる一般金融機関と異なる諸制度が設けられている所以は、前述の中小企協組合の基本的性格に基づくものであり、前掲の基本理念にそつた組合の運営を可能ならしめるためである。

三 ところで、本件条件付貸付は、中小企協組合の組合員に対する信用供与行為であり、信用供与という点においては、一般金融機関の顧客に対する信用供与と共通するのであるが、組合の組合員に対する信用供与は、組合の基本的な性格上、次のような特質を有する。すなわち、中小企業者は、自己の個別経済の助成を受けることを目的として組合員となるのであるから、組合と組合員との社員関係は、組合員がその個別利益を図るため、組合と顧客関係・取引関係をもつことを内在的に予定しており、顧客的社員関係として把握されるべきである。そして、顧客関係は、組合員の組合事業(本件の場合は信用供与)利用の需要があるまで、社員関係に潜在しているにとどまり、その需要が生じたときに社員関係から流出して組合対組合員の取引関係として顕在化する。このとき、組合と組合員との間には社員関係と顧客関係がともに顕在化するが、組合員の需要が消滅し取引関係が終了したときには、顕在化していた顧客関係は再び社員関係に沈潜するのである(大塚・協同組合法の研究三五八頁以下)。

右のように、組合員に対する信用供与は、単なる顧客関係・取引関係ではなく、社員関係を基盤とし、これから派生した顧客関係である。したがつて、法五条二項は、前述のように組合の直接奉仕の原則を掲げるが、組合の組合員に対する信用供与を、一般金融機関の如き顧客関係としてではなく、組合が、組合員の組合事業に対する需要に応ずることによつて、組合員の個別経済を助成しているという視点で把えるべきであり、このことによつて、はじめて右信用供与は、組合の組合員に対する直接奉仕としての組合目的にそつた行為となると解しうるのである。しかも、法五条二項は、直接奉仕の原則を規定するにあたり、特に、「特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。」としているが、法五条一項三号が、前記の一人一票主義を規定するにあたり、組合員の社員権はその「出資口数にかかわらず、平等である。」としていることを併せ考えると、右法五条二項は、顧客的社員権から流出した組合と組合員との取引関係にも組合員の社員権平等という組合理念が投影されるべきであり、出資額の多寡により組合員の需要に対して差別的取扱をすべきでないことをもいうものと解すべきである。

以上のように、組合の組合員に対する信用供与は、組合と組合員の顧客的社員関係に基づく、組合の組合員に対する直接奉仕の行為であるところ、本件条件付貸付の法的評価にあたつては、右の特質に照らして考察すべきである。

四 多数意見は、被上告人が上告人に対し、本件貸付にあたり、実質貸付額を超える超過貸付をし、その超過貸付金を拘束預金とさせたことを、本件貸付契約の取引条件であるとし、右のような条件付貸付は、独禁法にいう不公正な取引方法、すなわち「取引上の地位が優越していることを利用」して附された「正常な商慣習に照らして相手方に不当に不利益な条件」であるとしているが、私もこの限度において、右の結論に異論はない。

しかしながら、独禁法に触れる不公正な取引方法の一要件である「正常な商慣習

に照らして……不当に不利益な条件」にあたるか否かを考えるにあたつては、その取引の本来あるべき状態に照らして、不当に不利益な条件を附したものであるか否かを判断すべきであるところ、本件貸付は、組合である被上告人の組合員である上告人に対する貸付であるから、組合のなす貸付の本来あるべき姿に照らして本件条件付貸付を評価すべきである。そして、組合の組合員に対する貸付の本質は、叙上のように、一般金融機関の貸付と異なり、組合の基本理念である相互扶助性・直接奉仕の原則によつて貫かれていなければならないのであり、これを併せ考えれば、本件条件付貸付が、右理念から乖離したものであり、組合員である上告人にとつて不当に不利益な条件付取引であることが明確になるものと考えられる。

五 そこで、本件追加出資について検討する。

多数意見は、本件追加出資を本件貸付契約についての「正常な商慣習に照らして ……不当に不利益な条件」とはいえないとして、この点についての原審の判断を是 認しており、その理由として、右のような追加出資は、より多数の組合員の借入需要に応ずるための資金準備上合理性があり、その額の本件貸付額に対する比率は、全国の信用協同組合における出資額の貸付額に対する標準的比率を逸脱するものではない、としている。ちなみに、原審の確定した事実によると、全国の信用協同組合が採用している貸付基準である出資額の貸付額に対する標準的比率は五ないしー〇パーセントであり、被上告人においても貸付額の八ないし一〇パーセントを保持することを貸付の基準(以下「貸付基準」という。)としており、本件追加出資の要求はこれによつたものであるというのである。もとより、信用協同組合が、貸付資金源の確保等のため貸付基準を保持することは、一般的に是認されるところであるが、問題は、出資金の用意のない組合員に対し貸付金から追加出資金をきよ出させること、そのために貸付金から出資金相当額を即時控除することが、たとえ右出資額が貸付基準の比率内のものであるとしても、許容されるかどうか、である。

ところで、本件貸付は、名目貸付額七五〇万円であり、これと別口貸付四〇〇万円とを合わせると、名目貸付額は一一五〇万円となるところ、被上告人は、そのうち六〇〇万円を拘束預金として預け入れさせ、さらに五〇万円を即時控除して追加出資させ、その残余(正確には、さらに諸経費等を控除している。)のみを上告人に交付しているのである。右取引の金額・態様・名目貸付額と上告人の現実に交付を受けた額、先に述べた信用協同組合における、組織拡大の内在的制約と貸付資金準備についての特別な制度及び税法上の特典、さらに、出資金は、預金と異なりその払戻しが実現することは少なく、拘束性が預金より強いこと等を総合して考えると、本件追加出資を単に貸付基準維持のためにさせた合理性あるものとは首肯しがたく、むしろ本件貸付の実質金利を高める手段として拘束預金と併用されたものと解するほかない。そうすると、本件追加出資のみを拘束預金と区別すべきでなく、右追加出資を本件貸付契約の条件の一つとしたことは、被上告人の信用協同組合としての基本理念である相互扶助性・直接奉仕の原則(法五条一項一号、二項)に反するものというべく、独禁法に触れる「正常な商慣習に照らし相手方に不当に不利益な条件」を附したものであり、この点にかんする諭旨は理由がある。

六 そこで、右判断を前提として、本件条件付貸付契約の独禁法及び利息制限法上の適否について検討する必要があるが、私は、独禁法一九条の解釈について多数意見に同調するものであるから、その判示するところを援用して結論だけを示すこととしたい。すなわち、本件追加出資及びこれを前提とする本件貸付契約中の右出資額対応部分の貸付は、実質貸付額についての貸付契約に附された取引条件というべきであり、かつ、貸付の取引条件として合理性のないものであつて、右の両契約が複合することによつて組合員たる上告人に対し正常な商慣習上是認しえない不当な不利益を与えているものというべく、法五条一項二号、二項、独禁法一九条、一般指定十及び利息制限法の適用上、被上告人は不公正な取引方法を用いたものであ

り、結局、本件条件付貸付は、右法条に違反するものであると解する。そして、独禁法一九条に違反する契約の私法上の効力及び利息制限法所定の利率を超過する貸付利息等の是正にかんして、多数意見が即時両建預金について判示するところは、本件追加出資についてもあてはまるから、これを援用する。

よつて、本件追加出資契約及び本件貸付中追加出資額五〇万円に対応する部分の貸付契約は、私法上有効であるとすべきではあるが、本件契約の実質貸付額及び実質金利を算定するうえでは、多数意見のいう実質貸付額五五〇万円からさらに右五〇万円を控除した五〇〇万円を実質貸付額としてその実質金利及び遅延損害金の実質的割合を計算し、上告人が被上告人に対して支払つた利息及び遅延損害金のうち、利息制限法一条一項所定の利率及び同法四条一項所定の割合を超過する部分は、本件貸付契約及び本件別口貸付契約の残元本債務に充当されたものと解するのが相当であり、この意見を多数意見の説く原判決破棄理由に加えるべきである。

最高裁判所第二小法廷

男	昌	原	岡	裁判長裁判官
— 郎	喜	塚	大	裁判官
豊		田	吉	裁判官
讓		林	本	裁判官
夫	_	本	栗	裁判官